

応仁文明の乱と益田氏

——史料編纂所所蔵益田家文書中の差出不明仮名書状の考察——

久留島 典子

一、五通の仮名書状

史料編纂所所蔵益田家文書のなかに、従来の目録等では差出人が明らかとなっていない仮名書状がまとまって存在する。それは六十三軸に収められている十一通目から十五通目にいたる五通の書状（七〇二号～七〇六号）である。¹⁾ 本稿は、これらの文書を『大日本古文書家わけ第二十二 益田家文書之三』に収録するにあたって行なった差出人推定等の作業、および文書作成の背景となる応仁文明の乱時の益田氏の動きについて、その後の知見も含めてまとめたものである。

まず六十三軸の五通の仮名書状が同一人の手になるもので、一括して扱うべき素材なのかどうか問題となる。形態を簡単に説明すると、これらの仮名書状はすべて本紙・裏紙の二紙からなる。七〇二号と七〇六号は、縦一〇糎あまりで横はほぼ通常の長さなので、一紙を横長にほぼ三分の一に切った料紙を用いていることになる。同様に七〇五号は横長にほぼ二分の一に切断したもので、七〇三号は縦・横にほぼ二分の一に切断した料紙に書かれている。すなわち七〇四号を除き、通常よりは小型の文書となっている。また、七〇六号を除く四通には封紙上書部分が付

属しており、充所はすべて「ますたちふの少（益田治部少輔）」となっている。さらに七〇二・七〇三号には各々「十月十七日申候」「十一月十二日申候」と日付がある。上書の充所「ますたちふの少」が益田氏歴代の誰にあたるかは後に考えるが、六十三軸は卷子題簽に「宗兼代七十九通」とあるので、江戸時代になされた整理では、この上書の治部少輔を益田宗兼と理解していたことになる。しかし宗兼の父貞兼、そして子の尹兼も治部少輔を称していたので、文書の内容から時代を推定していかなければ、この治部少輔が誰であるかは確定できない。

さて、同一人の書状であるか否かを判断するため、いくつかの特徴的な点（A①～③）について筆跡を比較してみよう。

A①七〇二号～七〇五号の封紙上書、「ますたちふの少とのへ、まいらせ候」の書き方（図1参照）

②七〇二・七〇四号～七〇六号の「事」の特徴的な書き方（図2参照）
③七〇二・七〇三号の「たより」「とりむかいまいらせ候」等の書き方（図3・4参照）

①・②・③に関して筆跡を比較した結果、相互に極めて類似していると結論できる。したがって①・②より七〇二・七〇四号～七〇六号の四

通は同筆といえよう。本文の短い七〇三号はやや比較しにくい^①、^③よりこれも同筆と判断でき、七〇二号から七〇六号の五通は同一人物の書状と結論できる。

ではその人物は誰かがつぎの問題となる。差出人がどのような立場の人間かを考えるために、内容から推定できるいくつかの条件（B①～④）をあげていきたい。

B①封紙上書には「ますた（益田）」とあるので、おそらく益田氏の間ではない。

②本文中に「すえ（陶）」（七〇三号）・「すえかた（陶方）」（七〇六号）、「杉三かは（杉三河）」（七〇四号）「ないとう（内藤）」（七〇六号）とあるので、おそらく陶氏や内藤氏・杉氏ではない。また書状中で彼らについて「殿」を付さずに書くことのできる存在である。

③「まさ弘」（七〇四・七〇五号・七〇六号）とあり、これは大内政弘と考えられるので、彼をこのように呼びうる人間、すなわち大内氏の身内で政弘に極めて近く、かつ彼に「殿」等を付さなくてもよい存在である。

④仮名書状なので、普通は女性の書状あるいは女性充書状だが、充所は益田治部少輔であるから、女性の書状ということになる。

これらの条件を勘案すると、特に③・④から、この書状の差出人は大内政弘にとつての女性尊属、すなわち母や祖母・伯叔母といった存在である可能性が最も高いことになる。

ここで、差出人をさらに検討していく前に、これらの書状がいつ頃書かれたのかについて考えてみよう。手がかりは上記B③にあげた大内政弘である。大内政弘は、大内教弘の子で文安三（一四四六）年生まれ、寛正六（一四六五）年には父大内教弘が死去して家督を継ぐ^③。応仁元年秋上洛して山名持豊（宗全）方いわゆる西軍として戦っている。この上

写真一（益田家文書七〇五号、東京大学史料編纂所所蔵）

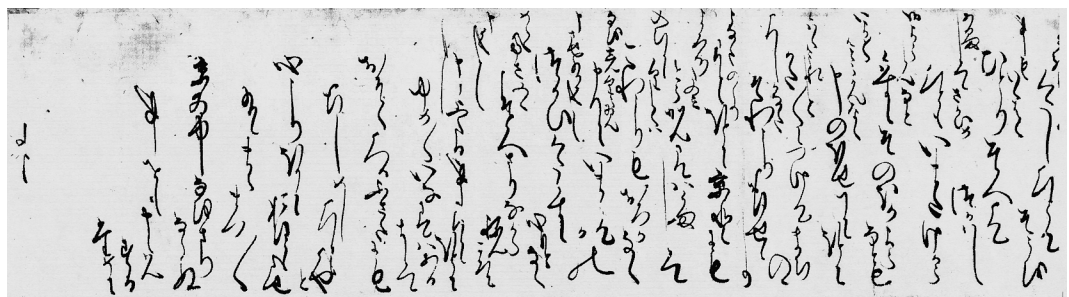
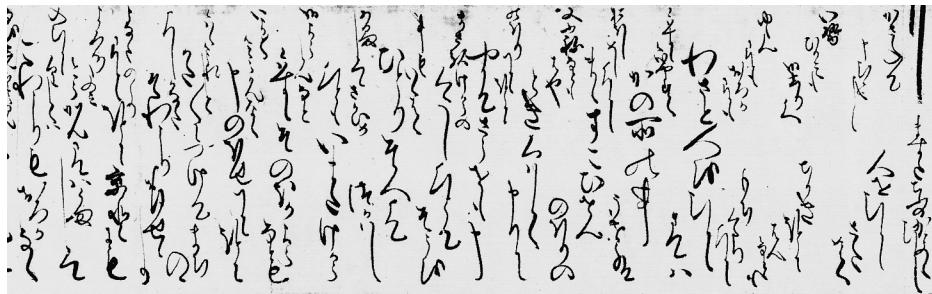


图 1

609号 705号 704号 703号 702号

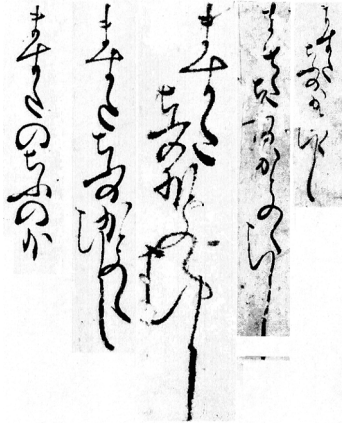


图 2

706号 705号 704号 702号

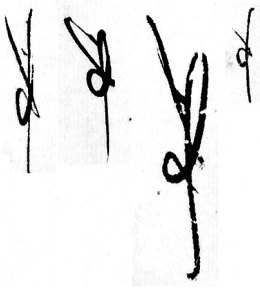


图 3

703号 702号



图 4

703号 702号

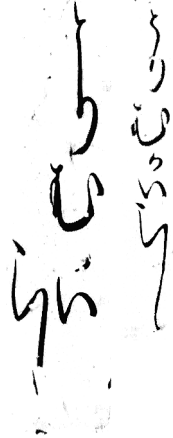
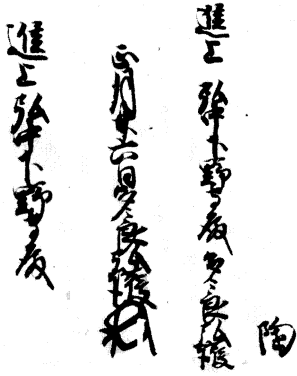


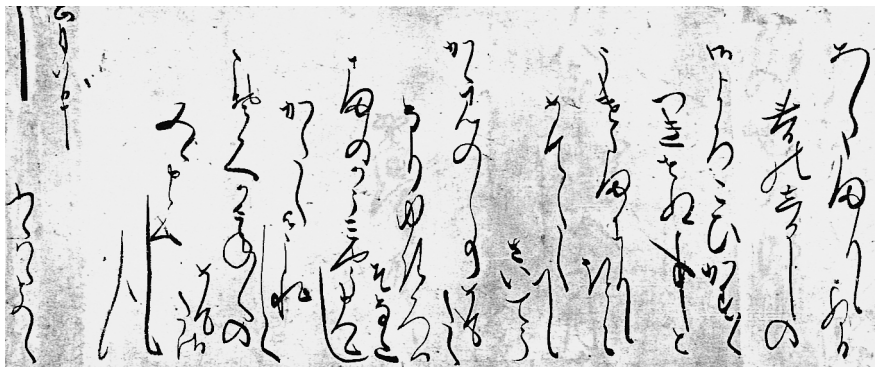
图 5

597号 609号



写真二

福原家文書
三 26号
財団法人
渡辺翁記念
文化協会所蔵



洛中の文明元年夏、大内左京大夫入道南榮道頓すなわち政弘の伯父大内教幸が、大友氏や細川勝元と通じて長門赤間関にて反攻弘の兵を挙げた。道頓方には大内武治・仁保盛安・吉見信頼・周布和兼等の大内氏一族・有力被官や近隣有力国人も加わる。しかし陶弘護が杉重隆・内藤弘矩、そして弘護妻の実家である益田氏の貞兼らと共に、道頓に対して挙兵し、結局彼らによって道頓は文明四年初頭に防長地域から九州に追われる。この乱の間も大内政弘は在京を続け、結局彼が下向したのは文明九年十一月である。その後政弘は少貳氏と戦って九州に渡ることはあつたが上洛はせず、延徳三年の足利義材による六角高頼討伐にも、息子の義興が上洛参陣している。そして明応四年九月に政弘は死去した。

一連の書状では、「まさ弘くたりもいくほとあるましく候」、「(七〇四号)「まさ弘けかうの事もいくほあるましく候」、「(七〇五号)「まさ弘くたり候て」(七〇六号)と、大内政弘の下向が問題になっている。ここからの下向かが問題になるが、「たひくく京へ申しのほせて候、すこのひせん(須子備前⁵)のほせ候ときも」(七〇四号)とある、「のぼり」の目的地は京都であるから、政弘はいまだ下向しておらず、在京していると考えられる。この点から一連の仮名書状は、応仁文明の乱時に大内政弘が上洛していた応仁元年から文明九年の間のものであるとまず推定できる。つぎに注目すべき文言は「中しまへつき候よし」(七〇四号)の部分で、「中しま」とは応仁文明の乱の初め、応仁元年から文明三年頃までの間に、何回か合戦が行われた淀川河口デルタ地帯に所在する摂津中島と考えられる。政弘の下向が問題になっているのだとすると、上洛したばかりの応仁年間よりは文明初年の可能性が高いということになる。また、五通の文書は互いに関係しあっているから、それ程時間をあけずに一連の文書が作成されたと推定することは可能であろう。そして文書の年代がこのように絞られてくると、充所の治部少輔も宗兼ではな

く、その父貞兼ということになる。

すなわち、この五通の書状は文明初年頃に書かれたと推定でき、大内道頓の蜂起に深く関係していることが予想される。先ほどこの書状の書き手について、政弘に近い存在の女性であると推測したが、反道頓方である陶氏や杉重隆(三河守)等と連絡をとっている様が本文にみえることからいっても、この書状の書き手が大内氏の人間で、道頓に対立する政弘方にあることは明らかであろう。

ところで、この五通の仮名書状と類似した仮名書状が他にもあることが注目できる。つぎにこの点を検討する。

二、同一差出人による仮名書状

前の五通とは異なる卷子五十八軸に収められている益田家文書六〇九号は、一見付属する封紙上書から、弘中下野守(重勝)充陶弘護書状のようにみえる。しかし本文は仮名文字を中心とする年月日欠の書状であり、漢字で書かれた封紙上書と本文の形状との間では明らかかな齟齬がある。ところで、この仮名書状をよく観察してみると、今とりあげている七〇二号から七〇六号までの五通の仮名書状と筆跡がきわめて似ていることに気づく。一方、封紙上書の方をよく観察してみると、その筆跡が五九七号の弘中下野守充陶弘護書状の奥に記された差出・充所の書き方にたいへんよく似ていることにも気づく(図5参照)。つまり、現在卷子上で六〇九号に付属するように装丁されている封紙は五九七号のものであって、六〇九号のものではなく、したがって六〇九号は陶弘護の書状ではないと推測される。そこで、六〇九号と七〇二号から七〇六号までの仮名書状の筆跡とをさらに詳しく比較してみると、六〇九号本文冒頭「ますたちふ少」の書き方をはじめ(図1参照)、筆跡・表現の仕方から、この六通の仮名書状は同一人物の筆になる可能性が極めて高いと

結論できる。

では文書の内容として、こう推定した場合の矛盾はないのだろうか。

六〇九号の本文中「ますたちふの少、こんとのおりふし、しやうないの事、きりとり候ほとに、御はんをなしくたされ」(益田治部少輔今度の折節、莊内の事、切り取り候程に、御判を成し下され)「このたひのかねのゆみやもちふのせうけんきやうのゆへにこそ」(此度の賀年の弓矢も治部少輔現形の故にこそ)とある賀年の戦いとは、文明三年大内道頼らと陶・益田氏らとが戦った長門阿武郡賀年城の攻防戦を指すと考えられる。つまり、内容的にも前の五通の書状と同じ時期のものと思しき問題はないのである。六〇九号のある五十八軸は「貞兼代四十通二軸之内」と題簽に書かれているように、貞兼の時期の文書を収めた卷子なので、六通の仮名書状は本来この卷子に収められるべきものであったといえよう。なお、ここで六〇九号の充所について触れると、六〇九号は本文冒頭に益田治部少輔(貞兼)とあるので、七〇二号から七〇六号までと違つてこれだけは益田貞兼充ではない。六〇九号は貞兼の軍忠を述べ、益田氏による莊内(石見国長野莊の一部を指す)の安堵申請を取り次ぐ内容となっていることから推測すると、国元から京都の大内政弘に對して送つた書状が、後に益田氏に渡された可能性⁽⁶⁾がある。

ところで、筆跡が同じ仮名書状は未刊行部分の八十三軸にも存在する。八十三軸の一〇号で、これは次のような内容である。

すえかたへ、^(陶方)きちしやうほうにて^(吉祥坊)おほせ候、いろくくわしくうけたまはり候、はしめ候はぬ事ながら、ありかたきあてかい、さらく／申つくしかたくて候、／やかても、人をまいらせ候て、／やうの事、申候へく候／ところに、^(弘護)ひろもり／これへくたり候わんよし、申候ま、／申あわせ候てと^(泉福庵)おもひ候て、まぢい候程に、いま、て／と、こほり候、ことに^(せんふくあん)せんふくあんかへりの／とき、かの

かたへ御返事／のとおり、くわしく／すえ申候、いよく／たのもしく思ひまいらせ候、／いかさま、まさ弘くたり候は、／ねんころに申候へく候、／なおくこのほとふさた／のとおり、かうしやく寺^(香積)／なつしよ申候へく候、かしく、

(裏紙切封墨引)

この文書には押紙があり、「貞兼一通」とあるので、正しく時代を推定していたことになる。

さらに注目できる点は、同一人の手になる一連の仮名書状、すなわち六〇九・七〇二・七〇六号、そして八十三軸一〇号、以上七通の仮名書状が、ある一人の人物によって写され、未刊行部分である八十六軸の九から二三号として案文がまとまって存在することである。八十六軸は「古書簡写三十貳通」という題簽を持つ卷子で、三十二通は卷子装丁以前に貼り継がれていたようであるが、続紙に一筆で書かれた案文ではなく、料紙も字体も異なる案文を含んでいる。そしてこれによって、少なくともこの案文作成段階では、七通の仮名書状はひとまとまりのものとして理解されていたことが裏付けられるのである。

さて、益田家文書ばかりではない。同時期の差出不明の仮名書状が、益田氏と並んで近世毛利家の永代家老となった福原氏の文書の中にも残っている。それは福原家文書の「什書三」とよばれる卷子中に収められた三通の仮名書状である。この成巻位置が正しいとすれば、「什書三」は初代の式部大輔広俊代の関係文書、年紀のあるものでいえば永享六年より文明三年までの文書が収められている卷子であるから、時期的には益田家文書中の七通と一致する。三通の仮名書状の直前には、安富行房からの書状、その前には大内政弘・陶弘護からの文書類が収められている。したがって刊本『福原家文書』で、「什書三」25号の本文にみえる「大夫」に安富行房、「すえ」に陶弘護と傍注が施されているのも、成巻さ

れたこの卷子の内容から推定して付されたものと推定できる。この文書の筆跡を写真帳（史料編纂所架蔵番号S17771）で確認してみると、益田家文書七〇四号から七〇六号にみられる特徴的な「事」の字体が福原家文書26号（写真二）にみられるなど、福原家文書24・26号と、益田家文書七〇二・七〇六号他七通の筆跡は極めて類似しており、同一人物のものとの判断できる。

つぎに内容だが、福原広俊と考えられる24号には「やすとみさへもんの大夫のほり候」とあるが、これは安富行房が、東軍方との戦闘のため、安芸東西条に進発したことを示している。安富行房が安芸に入部したことについては、文明三年と推定されている七月十三日付毛利豊元充陶弘護書状⁽¹⁰⁾にもみえ、「東西条事、安富左衛門大夫近日入部候」とあって、陶弘護が毛利氏を政弘方に誘っている。つまり福原家文書24号も、同様に文明三年七月頃、福原広俊を政弘方に誘う目的で出された書状であると推定できる。また、益田家文書六〇一号十月十五日付益田貞兼充陶弘護書状は、押紙より文明三年のものと見えるが、この中に「西条八事行くべく候」とある。これは安芸賀茂郡西条の合戦のことを表していると考えられ、福原家文書24・25号にある「せいしやうのゆみやほんそう候はんするよし（西条の弓矢奔走候はんする由）」という文言に対応している。このように福原家文書中の三点の仮名書状の内容も、益田家文書のものと同様、文明初年であることは確かであり、さらに24号は文明三年七月頃と、より詳細に比定できるのである。

三、大内政弘母

それでは、これら一連の仮名書状の筆者と推定できる大内政弘に極めて近い女性、政弘の母か祖母・伯叔母といった存在に該当する人物はいるのであるか。祖母・伯叔母については手がかりとなる史料はないが、

大内政弘の母については注目すべき史料がある。それは「陶弘護肖像賛⁽¹¹⁾」である。陶弘護は文明十四年五月二十七日、山口の大内政弘邸において吉見信頼のために刺殺されるが、その弘護を供養するために制作された肖像画に、文明十六年十一月の日付で大内氏とも関係の深い以参周省が賛を書いている。その内容は、陶氏の家系から始まり、弘護の事績をかなり詳細に記述したもののだが、そのなかに文明二年春の道頓（大内教幸）蜂起にふれた部分がある。陶弘護は道頓方蜂起に誘われても応じず、ついにその年冬には政弘方であることを明らかにして反道頓の兵を挙げたとするが、そこにつきのような記述がある。

〔文明二年〕十二月廿二日、弘護起^二義兵於周之玖珂^一、南榮從卒悉敗北、凌^レ芸入^レ石、憑^三陵險隘於^二吉見^一、廿八日弘護攻^三南榮殘徒於^二江良城^一、奉^二太^一守母公之命^一、遂措^三枕于^二大山之安^一」

ここで「奉太守母公之命」とある点に注目したい。大内政弘在京という条件下、大内道頓・武治に対抗し、政弘に代わって陶・弘中・安富らの大内氏重臣、さらには益田氏・福原氏らの他国有力国人らを動員して盟主たり得る大内氏の人間といえ、政弘母しかいなかったと考えられるのである。

では政弘の母とはいかなる人物であろうか。この点について『山口県史 史料編中世1』に収録されている諸記録には興味深い記事を種々見いだすことができ、既に真木隆行氏も紹介している⁽¹²⁾。ただし真木氏の論考は山口興隆寺の「氷上山秘奥記」中に記載された明応三年梵鐘銘に見られる「願主源氏女国子」とは大内政弘母ではないかということから出発したものであり、本稿で取り上げた益田家文書・福原家文書の仮名書状や「陶弘護肖像賛」の記事については触れられていず、応仁文明の乱中に政弘母が果たした政治的役割についても言及がない。

では『山口県史 史料編中世1』に収録されている諸記録の記事を簡

単にあげよう(①②③⑥)。なお上記歴史の収録頁を末尾に掲げる。

①『朝鮮王朝実録』成宗十年(文明十一)四月二十一日(909頁)

応仁の乱に関する大内政弘使者僧瑞興の発言として「大内以三山名外孫一、去丁亥八月日、入三王都一、助二山名一、未レ有二勝負一、至三癸巳年一、山名病死」(大内は山名の外孫なので、応仁元年八月上洛して山名を助けたが、未だ勝負がつかない文明五年に、山名は病死した)とある。なお、『朝鮮王朝実録』成宗十年(文明十一)四月十七日(908～909頁)にも朝鮮側の発言として同様の記事があり、成宗二年成立の『海東諸国紀』(941頁)にも「教豊(山名氏、持豊の誤り)外孫大内殿」といった記載がある。

②『建内記』嘉吉三年六月三・二十三日条(167頁)

大内教弘が嘉吉の変で死んだ山名熙貴の十六歳の女を娶ったとの記事である。熙貴は山名修理大夫入道常捷(常勝)の養子だったため、彼女は常勝の養孫女で、山名持豊の猶子として大内氏に嫁いだとする。大内側が三千貫の出立料を払ったが、途中熙貴女ら一行は瀬戸内海で海賊に会い、衣装・財宝等を奪いとられた。これを万里小路時房は、山名氏が惣領持豊は播磨、常捷は美作の新守護として、寺社本所領年貢を奪い取った報いだと評している。

真木氏は①②から、大内政弘の母は大内教弘の正室として嫁いだ山名熙貴の娘であるとし、先ほどの梵鐘銘の願主源氏女国子は「大内政弘母の山名氏である」と結論している。

確かに大内政弘母が先の仮名書状にみえるような政治的な重みを持っているとしたら、その理由は、政弘母と言っただけでなく、教弘正室であったからと考えた方が理解できる。また山名常捷(常勝)・熙貴が石見守護である点も興味深く、石見守護家の娘で教弘の妻となった女性であったのなら、石見国人益田氏との関係も考えられる。¹³⁾ 嘉吉三年(一四四三

年)十六歳とするとおよそ正長元年(一四二八)頃の生まれ、文明二・三年(一四七〇・七一)には四十三・四歳になっていたことになる。政弘は文安三年(一四四六)生れとされているので、山名氏が生母とすれば彼女が十九歳の時の子ということになり、文明二・三年では、政弘は二十五・六歳の青年となっている。前にも指摘したように、政弘の父教弘は既に寛正六年に死去し、政弘子息義興は文明九年生れだから、文明初年において、政弘の名代は母が最有力であったと考えられる。しかし、政弘母は教弘正室の山名氏であろうという以上の推論に対して、問題となるつぎの史料がある。

③『晴富宿禰記』明応四年二月二十四日条(323頁)

「競秀軒文首座来臨、条々閑談、大内左京大夫政弘朝臣母儀^{大谷大夫入道}正月一日逝去云々、左京兆者十二月十七日得度云々」

ここで大内政弘母死去の情報をもたらした競秀軒秀文は大内氏の京都雑掌であるから、情報源としては信頼性が高い。この明応四年(一四九五)は、九月に政弘自身が死去する年だが、『大内氏実録』によれば、この年春に政弘母の死去したことが、猪苗代兼載の『朝廻雲』に載せられた政弘の歌などからも確認でき、『晴富宿禰記』の記事と符合する。問題は政弘母に「大谷大夫入道姉」と注記されている点だが、¹⁴⁾ 大谷大夫入道がいかなる人物か不明というほかに、こう注記された政弘母は山名熙貴娘と別人である可能性もある。大谷姓は大内氏有力家臣には見あたらず、大内氏以外の有力武家でも適当な人物がいな。もちろん生母でなくても、正室は公的には子女の母であるから、山名氏息女がそのような意味で、文明年間の一連の政弘名代の役割を果たしたともいえる。ただし、そうした「二人の母」の存在を証する他の史料があるわけではない。

ところで、この明応四年春に死んだ大内政弘母については次のような

史料が存在する。

④明応四年善法寺領九州五カ所正税所納日記⁽¹⁶⁾
九州御領五カ所正税進納注文

(中略)

下行注文

(中略)

五貫文 正月札

依「屋形母儀」逝去、四月五日迄延引、
別失墜在し之、勘略分如し此

(中略)

臨時下行

壹貫文 妙喜寺殿訪 正月廿九日

(中略)

右爲明応^(三年)寅分、明応^(四年)卯秋所收納如件、

高海(花押)

この史料によれば、明応四年正月に「屋形母儀」が死去し、その人物は「妙喜寺殿」と呼ばれたことが推測できる。死去の時期が先の史料③と一致するので、明応四年正月に死去した「屋形母儀」とは、大内政弘母であり、その人が妙喜寺殿と呼ばれたことは確かであろう。この妙喜寺殿に関しては次のような史料が存在する。

⑤山口県文書館所蔵「興隆寺文書」(文亀二年カ) 正月二十九日相良正任書状案 a、同二月三日同人書状案 b (『山口県史 史料編中世 3』
306・307頁)

晩年の相良正任が、宝泉寺殿(大内政弘)の在京留守中、氷上山興隆寺大頭役を決める鬮をどのように行っていたのか先例を陶弘詮に尋ねられ、「尾州^(陶弘詮)より来年誰と御伺候し、妙喜寺殿様の御自筆の御書まいり候て、都鄙被仰調候し間、不存心仕候、」(a)と答えている。また、この件について正任が仏乗坊源俊僧都に尋ねた時の答えとして、「其比尾州^(陶弘詮)

の御そはに不断候て承候しハ、未懃の人数を尾州御しるし候て、此内これく御鬮人数にて候とて、妙喜寺殿様へ御申候て、御鬮をハ御名代の御かたいつも殿様の御した、め候やうに御した、め候、御鬮をめし候やうも不相替候とおほえ候由被申候、京都へ妙喜寺殿様・尾州など御伺候しやうハ、去廿九日申候つる分に候、」とある。

氷上山興隆寺大頭役は大内氏家臣の紐帯を考える際、極めて大きな意味を持っているが、その大頭役について大内家当主政弘の留守の際に、妙喜寺殿と陶弘護が代わって取り仕切っていることがわかる。特に「妙喜寺殿様の御自筆の御書」が重要な意味を持っていることは注目でき、妙喜寺殿が政弘に代わる役割を果たしていたことが確認できる。大内氏内におけるこのように重要な役割から推して、この妙喜寺殿とは、益田家文書、福原家文書中の仮名書状の差出人と同一人と考えて間違いないであろう。そして『晴富宿禰記』の注記については若干疑問が残るものの、明応四年正月に亡くなった政弘母である妙喜寺殿とは、山名氏息女であるなら、彼女は六十八歳頃死去したことになる。

さて、大内政弘母に関しては次のような史料もある。

⑥『正任記』文明十年十月六日(335頁)

「驚頭妙見山巻数并御茶菓子等進上候、大上様御願宿院殿上葺造畢之由注進候、^(相良)正任披露候、」

驚頭妙見山とは、大内氏の祖、琳聖太子が渡来した地に祀ったとされる妙見宮で、大内氏にとっては重要な神社だが、その修理が「大上様」^{II} 大内政弘母の「御願」で行われたことがわかる。文明十年の約一ヶ月間を大内政弘右筆相良正任が記録したこの『正任記』には、他にも豊前・筑前を平定して筑前入国を果たした政弘に対して「大上様」が書状や祝物を送った記事などがでてくる。

このように、大内政弘母が「大上様」「妙喜寺殿」として大内氏家中でかなり重んじられていたことが種々確認できるとなると、真木氏が指摘する、山口興隆寺に存在した明応三年梵鐘銘中に見られる「願主源氏女国子」も、この政弘母妙喜寺殿を指している可能性は高いといえよう。少なくとも政弘母が、応仁文明の乱中の大内氏にとって最も重要な局面で、息子政弘に代わり分裂した大内家の一方の核として、大きな政治的機能を果たしたことは確かである。

四、応仁文明の乱と益田氏

さて、益田家文書の七通の仮名書状を位置づけるためには、応仁文明の乱における益田氏の動きを整理しておく必要がある。

応仁文明の乱における益田氏の動きについては井上寛司氏の研究があり、益田家文書を中心に諸史料を再検討し、従来の研究を批判して新たな論点を提出している¹⁸。なかでも、益田氏が乱の当初から大内政弘のいわゆる西軍に属したのではなく、細川方・山名方の中で揺れ動き躊躇する状況のあったことを指摘している点は大変興味深い。井上氏は一つ一つ根拠をあげながら先行研究に対する疑問を呈し、新たな年次推定の過程を詳述した結果、乱当初におけるさきの益田氏の対応を指摘しているのである。しかし、その過程でなされた益田家文書の年次比定には若干再検討を要する点もある。井上氏も指摘するように、寛正年間と応仁・文明年間とは益田氏を取り巻く状況に似たような要素があり、無年号文書の年代比定を難しくしているからである。そこで、以下益田家文書中の応仁文明の乱に関する諸史料（表参照）について、新たな年次比定作業を行い、乱中の益田氏の動向を再検討したい。

まず、応仁文明の乱における益田氏の動きについて井上氏の捉え方はつぎのようにまとめられよう。

益田氏は文明元年の秋頃まで、東西両軍どちらにもつかず中立を保っていたが、西軍方に属した足利義視の命をうけた後は、益田貞兼が上洛して文明三年半ばの下向まで大内政弘に従って京都で戦った。その間、父益田兼堯は足利義政には従いつつも、東軍方大内道頓方として兵を動かすことはせず、微妙な立場を保持した。文明二年の陶弘護と息子貞兼の盟約が成立した後も、兼堯は東軍方に名代を遣わすなどの動きを示しているが、実は政弘方とは合意のうえでの行動で、文明三年には政弘方として道頓と戦うが、文明四年になると兼堯の方針に従い貞兼も東軍方に転換して足利義政からの所領安堵を得るにいたる。

まず益田氏が乱当初大内政弘に参陣せず中立の立場をとったという井上氏の指摘は、五月十四日付益田左馬助充細川勝元書状（一八〇号、表43番）を応仁二年の文書、十月七日付益田治部少輔充足利義政御内書（一三二号）を文明元年のもの、年次比定したことが根拠となっている。しかし、両史料は応仁二年・文明元年のものではない可能性が強く、両方の年代比定に疑問があるということになると、益田氏が応仁の乱勃発当初、東西両軍の間で参戦を躊躇していたとすること自体再検討を要するといえる²⁰。

確かなことは、益田氏が文明元年と推定できる十月二十三日付益田又次郎充足利義視御内書（一七八号、表1番）の時点では西軍についていたことである。この御内書で又次郎貞兼の攝津への進発が命じられていることを考えれば、貞兼はこの時既に上洛していた可能性が高い。そして（文明元年）十二月六日付益田又次郎充大内政弘書状（一八四号、表2番）および（文明元年）十二月十三日益田治部少輔充足利義視御内書案（八十六軸十三号、表3番）²¹で、益田貞兼は三隅豊信知行分を充行われている²²。

しかし、ここで大内政弘の背後を揺るがす事件が起きる。大内左京大

表 応仁文明の乱関係史料一覧

	刊本番号	年月日	文書名	内容
1	128	(文明元年) 十月廿三日	足利義視御内書	益田又次郎貞兼に摂津への出陣を促す
2	184	(文明元年) 十二月六日	大内政弘書状	益田又次郎貞兼への三隅一跡安堵を推挙す
3	86-13号	(文明元年) 十二月十三日	足利義視御内書案	益田又次郎貞兼に三隅一跡を充行う
4	83-9号	文明元年十二月廿九日	三隅豊信知行分書立	
5	596	文明二年正月廿二日	斯波義廉施行状	益田治部少輔貞兼に三隅豊信跡の領知を命ず
6	125	(文明二年) 二月四日	足利義政御内書	益田左馬助兼堯に大内道頓に属し凶徒退治を命ず
7	*112	(文明二年か) 五月廿七日	大内政弘書状	益田左馬助兼堯に貞兼の下向の旨を知らせる
8	*191	(文明二年か) 五月廿七日	大内政弘書状	益田治部少輔貞兼に長々の在京を謝す
9	566	文明二年八月六日	陶弘護起請文	益田兼堯・貞兼に政弘一味を誓約す
10	567	(文明二年) 八月六日	陶弘護書状	益田兼堯・貞兼に心底を進む旨を報ず
11	*210	(文明二年か) 八月十日	足利義視御内書	貞兼に政弘一味忠節を賞す
12	*211	(文明二年か) 八月十二日	大内政弘書状	貞兼に御内書の遣わされるを報ず
13	*702	(文明二・三年) 十月十七日	大内政弘母書状	貞兼の尽力を待む
14	615	(文明三年) 正月二日	陶弘護書状	貞兼に道頓方の安芸宮内から伴への退却を報じ、山代から得地・地福への転戦を示唆す
15	721	(文明三年か) 正月四日	杉重隆書状	貞兼に尽力を待む
16	599	(文明三年) 正月廿九日	吉見成頼書状	黒谷を益田貞兼に進める
17	188	(文明三年) 二月十一日	陶弘護書状	貞兼に周防恒富保等を給与す
18	105	文明三年三月五日	大内政弘奉行人連署奉書	周防恒富保を益田氏代官に打ち渡す
19	106	(文明三年) 三月七日	高石重幸書状	恒富保を益田氏代官に打ち渡す旨を報ず
20	130	(文明三年か) 七月七日	足利義視御内書	貞兼の政弘方への忠節を賞す
21	192	(文明三年か) 七月十六日	大内政弘書状	貞兼に御内書の遣わされるを報ず
22	*669	(文明三年) 九月十八日	陶弘護書状	貞兼に此の堺塚既に取寄せるを報ず
23	600	(文明三年) 十月十五日	陶弘護書状	貞兼に開陣待つべき旨を報ず
24	620	(文明三年) 十月十五日	徳宥書状	貞兼に開陣待つべき旨を報ず
25	601	十月十五日(文明三年十月十八日到来)	陶弘護書状	戦況を報じ、貞兼との一味を誓約す(使者陶方泉福庵、貞兼は虫追にあり)
26	602	(文明三年) 十月廿一日	陶弘護書状	貞兼に開陣待つべき旨を報ず
27	604	(文明三年か) 十一月一日	陶弘護書状	貞兼に別紙告文を以て誓約の旨を報ず
28	606	文明三年十一月二日	陶弘護起請文	政弘一味と石見国人離叛時も貞兼支持を誓約
29	*613	(文明三年か) 年月日未詳(ただし文明四年十一月十七日到来とあり)	条数返状	当要害存分切執等五箇条
30	*703	(文明二・三年か) 十一月十二日	大内政弘母書状	貞兼の尽力を待む(陶は得地に九日出陣)
31	607	(文明三年か) 十一月十四日	陶弘護書状	貞兼の諸城攻落を賞す(使者江良氏)
32	612	(文明三年か) 十一月十五日	陶弘護書状	貞兼の諸城攻落を賞す(使者益田方吉祥坊)
33	83-10号	(文明三年冬) 年月日未詳	大内政弘母書状	陶が吉祥坊より承る益田氏の動向承知す
34	608	(文明三年か) 十一月十八日	陶弘護・安富行房・内藤弘矩連署書状	貞兼に長野荘の安堵を保証す
35	*705	(文明三年冬か) 年月日未詳	大内政弘母書状	貞兼に長野荘安堵の尽力を約す
36	*704	(文明三年冬か) 年月日未詳	大内政弘母書状	貞兼に長野荘安堵の尽力を約す
37	76-17号	(文明三年) 十二月七日	大内氏重臣連署状案	在京の政弘方に国元の情勢を報ず
38	609	(文明四年か) [正月廿六日]	大内政弘母書状	貞兼に長野荘の安堵を保証す
39	*598	(文明四年か) 正月廿六日	陶弘護書状	益田を捨てざる旨を貞兼に誓約す(使者益田方吉祥坊)
40	597	(文明四年か) 正月廿六日	陶弘護書状	弘中重勝を通じ益田氏への長野荘安堵を拳す
41	706	(文明四年春か) 年月日未詳	大内政弘母書状	貞兼に長野荘安堵に尽力の様を報ず
42	*616	(文明四年か) 卯月十一日	内藤弘矩書状	貞兼に荘内の事遅滞を報ず
43	*180	(文明四年か) 五月十四日	細川勝元書状	益田左馬助兼堯に父子の参陣を促す
44	623	(文明四年か) 六月廿六日	内藤弘矩書状	益田兼堯・貞兼に山名掃部頭黒谷入部を報ず
45	610	文明四年十月十六日	陶弘護起請文	貞兼と申合せ、吉見を許容せざる旨を誓約す
46	*603	(文明四年) 十月十六日	陶弘護書状	貞兼に告文を以て誓約の旨を報ず
47	611	文明四年十月十六日	陶氏重臣連署起請文	貞兼と申合せ、吉見を許容せざる旨を誓約す
48	133	文明四年十一月十三日	足利義政御判御教書	益田貞兼に所領を安堵す
49	86-12号	[文明四年] 十一月十三日	細川勝元書状	益田越中守兼堯に所領安堵を祝す
50	185	[文明四年] 十一月十五日	陶弘護書状	貞兼に長門西豊田を預ける
51	21	文明四年十一月廿二日	後土御門天皇口宣案	兼堯を越中守に任ず
52	*182	(文明四年か) 十一月廿五日	足利義政御内書	道頓状の報ずる益田越中守兼堯の忠節を褒す

*は刊本の年次比定を再検討したものを示す。

夫入道道頓が東軍方として兵を挙げたのである。文明二年と推定できる二月四日付足利義政御内書（一二五号、表6番）では、益田左馬助（兼堯）に対して、大内道頓への合力が命ぜられている。井上氏は、文明三年五月の貞兼下向まで、在国する兼堯は東軍に従いながらも微妙な立場をとっていたとする。だがここで問題になるのは、益田氏が陶弘護による反道頓の蜂起に同意した旨を記す（文明二年）八月六日付陶弘護書状（五六七号、表10番）は、益田左馬助・益田治部少輔父子充てとなつて点である。この文書の年次比定については、同日付で文明二年と明記した「政弘一味」を誓う陶弘護起請文（五六六号、表9番）もある。文明二年は動かない。井上氏は、この書状は父子充にはなつてゐるが実際には京都に在る貞兼のもとに届けられたのだと指摘している。²⁴これは『津和野町史』²⁵以来の、貞兼の石見下向を文明三年とする解釈があるためだが、その点を再検討する必要がある。

その手がかりになるのが正月二日付益田治部少輔充陶弘護書状（六一五号、表14番）である。この書状は道頓方の動きから文明三年正月であることをほぼ確定できるので、従来は在洛中の貞兼に戦況を報告したものと解釈されていた。しかしつぎのa bのような疑問点がある。

a 「其方御奔走可レ為二専一候」、「其堺時宜、如二連々申合候一、吉見分領并庄内黒谷など御発向候哉」、「其御手仕、少も遅々候てハ不レ可レ然候、」といった表現がみられるが、在国している陶弘護が、京都に在る貞兼に対して、このような言い方で石見の戦況を尋ねたり、国元での連携した軍事行動を要請するものかどうか疑問がある。また、もし貞兼が不在なら、留守を守る人間たちにも言及があるはずではないだろうか。つまりこの文書の表現は貞兼が石見に在ると考えた方が理解しやすい。b 「典厩被二仰談一、御了見可レ然候、」とある「典厩」は父益田兼堯（左馬助）としか考えられないが、在国する兼堯と「被仰談」という表現を

使っていることから、貞兼も在国していると考えた方が理解しやすい。

益田貞兼の石見帰国は、五月二十七日付益田左馬助充大内政弘書状（一二二号、表7番）に、「治部少輔殿長々御在洛、（中略）於レ于レ今者無為無事御下向本望候、」とあることから、五月であることは確かである。だが、年を確かに裏付ける史料は存在せず、文明三年十月に貞兼が石見で戦闘に参加している史料があることから、従来文明三年五月と推定されていた。しかし前に検討した六一五号文書は、文明三年正月時点で貞兼が石見にあつたことを示すものと解釈できるので、貞兼の帰国は一年早め文明二年五月と考えた方がよい。つまり道頓蜂起を受けて大内軍で起きた大内武治らの集団戦線離脱²⁶に対抗する意味で、政弘は陶弘護や益田兼堯とも連絡の上、貞兼を石見に帰国させたものと推測できる。貞兼帰国後の八月六日、陶氏から前述したように起請文（五六六号）・書状（五六七号）がもたらされ、政弘方としての蜂起が確認されたのである。その後文明三年冬には益田・陶方と道頓方との激しい戦闘が行われ、ついに文明四年初頭道頓は豊前に追われる。

しかし、益田氏が政弘方として陶氏との固い結合をその後も維持し続けたのかというとそうではなかった。陶弘護は文明三年十一月貞兼に対して再度起請文（六〇六号、表28番）を出し、さらに文明四年十月には弘護は貞兼に（六一〇号、表45番）、陶氏宿老衆は益田氏宿老衆に（六一一号、表47番）それぞれ起請文を提出している。その理由は、陶氏が益田氏とは敵対する吉見氏と結ぶのではないかという危惧を益田氏が常に抱いていたからである。たとえば文明三年の押紙がある十月十五日付益田貞兼充陶弘護書状（六〇一号、表25番）では、陶と吉見が一味して益田を捨てるとの風聞を陶氏が必死に打ち消し、益田側の疑心を取り除こうとしている様子が読み取れる。

しかし、文明四年十一月十三日付足利義政御判御教書（一三三号、表

48番)で益田本郷以下の所領安堵が貞兼になされていることが示すように、結局益田氏はこの頃東軍方に転じた。この益田氏の転換を決意させたものは何なのか、問題の仮名書状の位置づけも含めて最後に検討しよう。

五、仮名書状の位置づけ

さて、益田氏にとって応仁文明の乱でどちらの陣営に付くかを決定する最も大きな要素は、吉見氏との係争地長野荘であったと考えられる。

大内道頓蜂起にあたって吉見氏がいち早く道頓方に付いたことは、『大乘院寺社雑事記』文明二年五月二十二日条に引用された道頓方大内氏被官等請文からも明らかである。道頓および後継者嘉々丸への奉公を誓ったその請文の宛先は吉見信頼となっているからである。益田氏と吉見氏は所領を接し、長野荘内でも特に七郷・美濃地・黒谷とよばれる地域をめぐって争っていたから、益田氏が反吉見の選択をするには理由があったといえる。大内政弘方に従った益田氏に対して、政弘は陶氏を通じて文明三年春頃、長門・周防の新領を充行っているが(一八八号、表17~19番)、益田氏の本来の目的は本拠地長野荘の安堵獲得にこそあったといえよう。そして、この点で注目すべきは、問題の益田家文書中の仮名書状が、長野荘の安堵について繰り返し言及していることである。再度七通の仮名書状にかえてその位置づけを試みよう。

〔七〇二号〕十月十七日付のこの書状は、「弓矢方」つまり戦のことなので、自分たちは知りえぬことと曖昧な表現を用いながらも、計略の存在と益田氏もそれに加わっているであろうこと、くれぐれも尽力を頼む旨が述べられている。この計略の内容解釈について、道頓の乱に対して陶弘護が政弘方としての立場を明らかにし、益田氏を誘った事態そのものを表していると考えれば、文明二年がふさわしい。しかし一方で、文

面から益田貞兼の石見帰国後に出された書状と考えられるので、従来の説に従えばそれは文明三年となり、文明二年説は成り立たなかった。しかし、前述したように貞兼の下向を文明二年と考えれば、七〇二号は文明二年十月のもので、陶弘護と並ぶ政弘方の主力たるべき益田貞兼に、政弘母が早くから直接書状を出していたと位置づけることも可能である。ただし、七〇二号が翌文明三年十月である可能性も依然残っており、その場合、陶氏が別の「計略」をすすめていたと推測できる。⁽²⁸⁾

〔七〇三号〕十一月十二日付のこの書状も、文明二年か三年のものである点では、文明二年十一月の可能性もある。ただし、陶弘護の徳地出陣を文明三年冬の事態と考えることも可能である。なお、七〇二・七〇三号を文明三年のものと考えると、七通の書状はごく短い期間に集中して出された事になる。

〔八三軸一〇号〕吉祥坊が益田氏の使者として陶弘護のもとに遣わされたことがのべられているが、この内容は、益田家文書六一二号(表32番)、十一月十五日付益田貞兼充陶弘護書状に対応している。六一二号は「方々敵没落」といった表現から、道頓の敗走した文明三年の文書と推定できるので、八三軸一〇号も文明三年末のものと考えられる。

〔七〇四〕・〔七〇五号〕庄内Ⅱ長野荘安堵について京都に取り次いでいるが、なかなか返事の来ないこと、けっして益田氏の安堵問題を疎かに取り扱っているわけではないことを繰り返し述べ、引き続き貞兼に政弘方としての尽力を求めている。益田氏の要求する長野荘の安堵が順調に進まず、益田氏の政弘方からの離叛も予想される状況となってきたことを示すものである。これは陶弘護の起請文(表28番)が再度出された状況と符合するので、文明三年末から文明四年にかけてと考えられる。なお、同じ状況に対応して出されたと推定できる文書が他にもある。

六〇九号政弘母書状の直前に成巻されている文明三年と推定される十一月十八日付益田治部少輔充陶弘護・安富行房・内藤弘矩連署状（六〇八号、表34番）である。ここでは長野荘につきできるだけの尽力を約し、万一政弘が益田氏への安堵に反対しても、「為_レ我等証人」、如_レ此申定候之間、其儀不_レ可_二同心仕_一候、堅歎申候、と述べている。また、同じく文明三年と推定できる十二月七日付陶弘護他六名連署注進状案（七十六軸十七号、表37番）では、道頓追討における益田氏の活躍を縷々述べているが、こうした内容の大内留守衆から京都大内重臣衆への注進状案文を益田氏に渡すこと自体、益田氏の引き留め策に苦渋する陶氏の焦燥感を示しているように読み取れる。そしてこうした動きは、つぎの六〇九・七〇六号でも確認できる。

〔六〇九号〕 此度の合戦における恩賞として、益田貞兼のために長野荘に対する幕府の安堵を取り次ぐよう、京都の政弘に要請する内容である。京都からの安堵証文がなかなか下ってこない状況下、益田氏の長野荘知行を承認する政弘方の証明として、政弘母の自筆書状が益田氏に下された可能性がある。文中「かねのゆみや」すなわち賀年城の合戦は文明三年十一月のことであり、「としの中、文に申候つれとも、と、き候やらん、」と、「年内」に出した前便の到着を案じていること、また、この文書の案文（八六軸二一号）に書かれている「正月廿六日申候、」という記載を考慮すれば、文明四年初め頃のものと考えられる。

〔七〇六号〕 六〇九号と同様、長野荘安堵につき、京都から一向に文書が届かない事態をうけ、政弘母が益田氏に対して自筆書状で安堵獲得を保証する旨、陶氏から要請されて出した書状である。政弘が下向して何か謂われの無い事を言ったとしても、この度の合戦で益田氏が終始尽力したことは自らが心得ているので、長野荘のことは相違ない旨が記されている。一連の政弘母書状としては最後のもので、道頓の件が落着

ようとしている文明四年のものかと推定できる。

一連の大内政弘母の書状は、政弘に代わって益田氏に対して長野荘安堵を請け合い、自軍に属しての軍事行動を促すものであった。政弘母はまさに在洛中の政弘の名代として、必死に自軍方の主力ともいえる益田氏に書状を送って支援を要請し、その益田氏の活躍もあって、最大の危機ともいえる道頓蜂起を制圧することに成功した。しかし益田氏の要求の眼目であった長野荘安堵を実現することはできず、結局益田氏は政弘方を離れ東軍に転ずるのである。その結果、文明四年十一月十三日の足利義政御判御教書（一三三三号、表48番）では、「同_{長野}庄内黒谷郷地頭職、美濃地村地頭職」と長野荘内の係争地が益田氏に安堵されている。さらに文明六年七月二十八日には、同じく足利義政御判御教書（一三四号）によって、七郷・上黒谷・美濃地を含む長野荘内還付が命じられている。益田氏の目的は一応達せられたのである。ここからは、国人たちにとっての幕府安堵の持つ意味、益田氏に対して安堵を出さなかった、あるいは出せなかった西幕府の性格、といった諸問題が浮かび上がる。

さて、以上検討した応仁文明の乱時における益田氏の動きを、従来の説に対比して最後にまとめておこう。

貞兼は文明元年十月以前から上洛して、大内政弘の命令のもと西軍方として戦闘に参加し、文明元年十二月には、競合する三隅氏の所領を安堵されるという成果をあげた。そして長門で大内道頓が拳兵した後の文明二年半ばには石見に下向し、父兼堯とともに陶弘護と連携して大内政弘（西軍）方としての立場を明らかにした。陶・益田氏らは、不在の政弘に代わる政弘母の命を仰ぐ形で戦い、遂に文明四年初めには道頓を九州に追い落とした。しかし、長野荘内の吉見氏との係争地に関して、政弘を通じては領有を保証する幕府の安堵を得ることができないと判断した益田氏は、文明四年冬東軍方に転じ、足利義政の安

堵を獲得した。

一連の大内政弘母仮名書状の検討を通じて明らかとなったこうした益田氏の動きは、乱に参加した国人たちの行動原理を示す、興味深い事例を提供しているといえよう。さらに一連の仮名書状が大内政弘母妙喜寺殿のものであるという点は、従来必ずしも明らかにされていなかった彼女の政治上の重要性をさらに追求する手がかりを与えるばかりでなく、政治におけるジェンダーの問題を考察する新たな素材を提供したことともなろう。

〔註〕

- (1) 『大日本古文書家わけ第二十二 益田家文書之三』(以下、刊本と称する) 七〇二号〜七〇六号(本稿に記す益田家文書番号は、特に断りのない限り大日本古文書の番号を示す)。なお本文を引用すべきであるが、紙幅の都合により省略し、筆跡等の比較の便のため、七〇五号のみ写真一として掲げた。後に触れる六〇九号についても、同様に本文引用を省略した。
- (2) 近藤清石は長祿三年多々良亀童丸氷上山妙見上宮参詣目録(『山口県史料編中世3』興隆寺文書八一号)で亀童丸(大内政弘)が十四歳とあるところから推定している(『大内氏実録』巻九)。
- (3) ただし大内教弘が一時的に將軍の勘気を蒙り、子息の政弘(亀童丸)が元服前にもかかわらず家督を代行していた時期のあることが指摘されている。和田秀作「大内武治及びその関係史料」(『山口県文書館研究紀要』第三十号、二〇〇三年三月)を参照。
- (4) (文明三年)十二月七日付大内氏重臣連署状(益田家文書七十六軸十七号)なお、注(3)和田論文参照。
- (5) 刊本では「須子肥前守」と傍注したが、この頃「須子備前守」なる人物の存在することが判明したので訂正する。
- (6) 刊本六〇九号の按文で、益田貞兼充と推測した点は誤りである。この文書は貞兼父兼堯充の可能性もあるが、それならば冒頭の「ますた(益

田)は付けず、「ちふ少」から書き始めたのではないかと思われる。なお、五九七号文書も陶弘護が京都の弘中重勝に送った益田氏の要求を取り次ぐ内容の書状なので、同様に益田氏に渡されたものと考えられる。なお、本文で後述するように、本文書(六〇九号)の案文(八十六軸)があるが、そこには現在原本にない「正月廿六日申候/大まいる」という上書がある。「大」が誰をあらわすのが問題である。

(7) 山口県文書館和田秀作氏の御教示による。

(8) 『福原家文書』(渡辺翁記念文化協会刊行(山口県宇部市)、一九八三年)一七頁、「什書三」24〜26号。以下釈文の読みは写真版による。

〔24号〕

そなたの事、なにとかと御ゆかしくこそ候へ、やすとみさへもんの大夫のほり候、まつくめてたく候たるに候て、かたく御よりあい候て、^(西条)せいしやうのゆみやほんそう候はんするよしなどあわせ候、くれくれ御うれしくたのもしく思ひまいらせ候、くわしくはい、田あきのかみ申候へく候、かしく、

(奥切封墨引)

〔25号〕

こんとさいてうへん、なんきのおりふし、御ほんそうゆへに、てきひきのき候、めてたく御うれしくおもひまいらせ候、いよくたのみ入まいらせ候、きやうへもくわしく申のほせ候へく候、さためて一たん大夫かたより申候へく候、こ、もとの事一こう御心に入られ候は、よろこひ入まいらせ候へく候、このよしなをすえ申候へく候、かしく

(奥切封墨引)

ふくはらとのへ

〔26号〕

(写真二)

あらたまり候ぬる春のしるしの御よるこひ、かすくつきせぬ事とうけたまわり候ほとにめてたく候へく候、さいてうか、みの事、めてたくなりゆき候へは、そなたさまのかうみやう申つくしかたく、御うれしくこそ候へ、かさねくのめてたさ、又々申候へく候、かしく

正月八日申候

(奥切封墨引) ふくはらとのへ

(9) たとえば「ゆかしく」、「めてたく」、「たのもしく」、「くれ」等の形が類似している。

(10) 『山口県史 史料編中世3』六五〇頁、毛利家文庫所収文書一号。この書状の年代推定および文明三年の安芸東西条における動きについては、『広島県史 中世』IV一(河村昭一氏執筆)参照。

(11) 山口県龍宝寺所蔵。『大日本史料第八編之十四』文明十四年五月二十七日条

(12) 真木隆行「大内政弘の母に関する覚書」『やまぐち学の構築』創刊号(二〇〇五年三月)

(13) 大内教弘正室の姉妹にあたる山名熙貴の別の娘は、山名持豊の養女として細川勝元に嫁ぎ、細川政元を生んでいる。明応の政変後、益田宗兼(熊童丸・孫次郎)が所領安堵をいち早く得ているのも、益田氏が熙貴娘たちと関係を有していた背景があるためとも考えられる。

(14) 須田牧子氏のご教示による。晩年の政弘母に関する史料も紹介している真木氏の論考だが、この史料については触れられていない。

(15) 宮内庁書陵部所蔵『晴富宿禰記』(壬生本)(史料編纂所架蔵写真帳G173-105)の写真でも確認したが翻刻に誤りはない。

(16) 八幡善法寺文書(奈良文化財研究所編『唐招提寺史料』一九七一年、所収)。井上聡氏のご教示による。

(17) ④⑤の史料についても真木氏は触れていない。なお⑤の史料は和田秀作氏のご教示による。『防長寺社注進案』の真如寺の項(あるいは山口県文書館『萩藩閥閥録』第四卷、防長寺社證文、二六一頁)によれば、真如寺はもと「大内御先祖之御菩提所」である妙喜寺といい、文明三年に大内政弘が寺領を寄進した文書(『山口県史 史料編中世3』六九八頁「妙喜寺文書」六号大内政弘寄進状案)を伝えている。

(18) 井上寛司・岡崎三郎『史料集・益田兼堯とその時代―益田家文書の語る中世の益田(二)』(益田市教育委員会、一九九六年)

(19) 注18史料集では、一八〇号文書について、可能性の一つ寛正二年説を

退け応仁二年とする(同書90頁以下)。その根拠としてまず五月七日付益田治部少輔充足利義政御内書(一二九号)を寛正二年と年次比定し、その関係から一八〇号を寛正二年とすることはできないとしている。しかし、文書本文中に「益田又次郎貞兼」とある寛正二年十月十日付足利義政御内書(一二七号)より、上記一二九号を寛正二年のものとする

ことはできず(一二九号は文明四年以降と推定できる)、したがって一八〇号が寛正二年の文書ではないとする根拠もなくなる。一方、一八〇号文書を応仁二年とする根拠は、十月七日付益田治部少輔充足利義政御内書(一二一号)を文明元年と年次比定したこととの関係だが(同書94頁以下)、(文明元年)十月二十三日付益田又次郎充足利義政御内書(一二八号、表1番)の存在から、文明元年十月七日の時点では、貞兼がまだ治部少輔でないことは明らかなので、一三一号を文明元年とすることもできず(一二二号は文明十四年の可能性がある。また一八〇号は文明四年の可能性もある)、一八〇号文書を応仁二年とする積極的な根拠もなくなる。おそらく一八〇号は寛正二年、あるいは文明四年のものと推定できる。

(20) 確かに井上氏も指摘するように、応仁元年・二年について、大内政弘による西軍としての戦功を褒めるような文書は益田家文書のなかにはない。また、同じ石見の有力国人三隅氏が東軍方に付いていたことも確かだが、「石見の国人層が細川勝元の命に従って東軍方につくのはむしろ自然の成り行きであつて」(注18史料集92頁)とまで言えるのかについては疑問がある。『経覚私要鈔』には、上洛した大内衆についての情報が記されているが、そのなかには「石見衆」の記載もあり、政弘について上洛した石見国人がいた事は確かだからである。もちろん益田氏がそこに含まれていたことを示す確実な史料はないが、三隅氏が東軍方であるなら、三隅氏との間で所領紛争の火種を持つ益田氏は、逆に西軍方につき可能性の方が強いともいえる。そうした国人相互の関係によって、当時の国人の去就がある程度推測できるのではないか。

(21) この文書は案文で、発給者を特定できる文言・花押影等はないが、こ

の御内書を受けて、斯波義廉が文明二年正月二十二日付の施行状（五九六号、表5番）を出していることより、この御内書は足利義視のものと考えられる。

中「右馬助」は不明であるが、「左馬助」を誤ったのであるなら貞兼父兼堯となる。

(22) 文明元年十二月二十九日三隅豊信知行分書立（八十三軸九号、表4番）があるので、この充行が文明元年末であることは確かである。なお、十二月十三日付足利義視御内書案および翌年正月の斯波義廉施行状の充所は益田治部少輔となっているが、十二月六日付大内政弘書状では本文中「又次郎貞兼」と記されている。おそらく文明元年十二月末のこの充行と同時に、益田貞兼は治部少輔の官途を与えられたものと推測できる。なお、この三隅氏との所領紛争も、益田氏が三隅氏とは逆の政弘方（西軍）に当初属した理由の一つと考えられる。

(23) 注（18）史料集では、兼堯が東軍方に従っていた根拠として、十一月二十五日付益田越中守（兼堯）充足利義政御内書（一八二号）を文明二年と年次比定してあげている。しかし兼堯が越中守の官途を得るのは文明四年十一月であり矛盾がある。井上氏が矛盾を承知でこの文書を文明二年に比定した理由は、本文中に道頓を指すと考えるべき「大内左京大夫入道」という文言があり、従来の説では道頓は文明四年正月に豊前で自刃したとされていたためである。しかし最近の研究では文明四年以降も道頓の活動証跡が確認されているとのことなので（注（3）和田氏論考の注7参照）、一八二号は益田氏が東軍方に移る文明四年以降に比定すべきである。

(24) 「御宿所」の脇付のみから貞兼が依然上洛中であるとすることはできない。

(25) 『津和野町史 第一巻』（津和野町、一九七〇年）沖本常吉氏執筆。

(26) この事件については、注（3）和田氏論考参照。

(27) この請文には陶五郎弘護も連署しているが、これは後に弘護自身によって益田氏に対して「当場之計略」（五九八号）と説明されている。

(28) 刊本では従来の説に従って「文明三年カ」との傍注を付したが、本文で述べたように文明二年の可能性もあると考える。なお、七〇二号本文